	－　調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の30%を超え70%以下のものに限る。）																					
	－－　18,977トンを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの																					
210690.121	－－－　ニュージーランドを原産地とするもの		Xq1																			
210690.122	－－－　その他のもの	25.0%	B20*		19.5%	17.7%	15.9%	14.1%	12.3%	10.5%	8.6%	6.8%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税
210690.123	－－　その他のもの		X	S																		
	－　その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの																					
210690.124	－－　アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	12.0%	R5		10.4%	9.8%	9.3%	8.7%	8.2%	7.6%	7.1%	6.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
210690.125	－－　その他のもの	21.0%	R5		18.1%	17.2%	16.2%	15.3%	14.3%	13.4%	12.4%	11.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%
210690.129	－　その他のもの		X	S																		
	2　その他のもの																					
	(1)　米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品																					
	A　米の含有量が全重量の30%を超えるもの																					